

令和 7 年 度

第 2 回 定 期 監 査 報 告 書

(監査実施期間：令和 7 年 6 月 1 3 日～令和 7 年 8 月 2 2 日)

南 相 馬 市 監 査 委 員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の範囲	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の主な実施内容	3
6	監査の期間	3
7	監査の実施場所及び実施日	3
8	監査の結果	3

《指摘事項》

- 1 契約事務 (農政課)

《指導事項》

- 1 契約事務 (農林整備課)
- 2 資産等の管理 (農政課)

《検討事項等》

なし

南相馬市監査委員公表第6号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表します。

令和7年8月25日

南相馬市監査委員 大谷 嘉洋

南相馬市監査委員 細田 廣

記

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

対象部局等	対象課等
農林水産部	農政課、農林整備課、農地集積課

3 監査の範囲

令和6年4月から令和7年3月に実施した事務事業

4 監査の着眼点

- (1) 事業の管理又は事務の執行が法令に適合し、正確に行われているか。
- (2) 事業の管理及び事務の執行が経済的・効率的かつ効果的に行われているか。

種別	項目	着眼点
財 務 監 査	収 入 事 務	(1) 収入未済金について適正な取り扱いがなされているのか。 (2) 事務手続（起案から収入まで）は、適切な時期に適正に行われているか。 (3) 使用料、手数料の算定が法令等に準拠して行われているか。 (4) 計算方法は正確か。 (5) 減免等の理由及び手続は適正か。
	契 約 事 務	(1) 契約締結手続（発注伺、契約締結伺、負担行為、監督、検査）は適正に行われているか。 (2) 委託契約を締結している業務について、明確な仕様書に基づき実施されているか。 (3) 恣意的な分割発注をしていないか。 (4) 契約相手方の資格調査を十分に行っているか。 (5) 契約書、請書の締結方法は適正か。 (6) 見積書等、関係書類は適切に徴取されているか。 (7) 随意契約は地方自治法施行令、地方公営企業法施行令に規定されている理由に該当し適切な理由となっているか。 (8) 決裁処理について誤りがないか。
	資 産 等 の 管 理	(1) 備品及び市有地の管理は適正に行われているか。 (2) 公有財産の貸付及び目的外使用許可の手続が法令に準拠して行われているか。 (3) 所管する施設の管理は適正になされているか。 (4) 現金取扱いに係るマニュアルは整備されているか。 (5) 財産管理システムへの登録や変更はきちんと行っているか。 (6) 所管する行政財産、普通財産、公用車等の管理は適正になされているか。
	理 外 歳 現 入 金 歳 管 出	(1) 歳入歳出外現金（預り金）の取り扱いは適切か。 (2) 納入の遅れはないか。 (3) 払出の時期は適切か。 (4) 収支残高は正しいか。
行 政 監 査	抄 主 確 要 認 事 業 等 の 進	(1) 総合計画、実施計画に掲載されている主要事業が、計画通りに進んでいるか。 (2) 実績について、成果をどう捉え、評価しているか。 (3) 事業を実施する上での課題と、その解決の方向性は定まっているか。 (4) 事業の取り組み内容と成果指標にズレが生じていないか。
	事 務 関 係	(1) 事務処理が遅延なく、適正に行われているか。 (2) 事務手続は、根拠法令等に基づき、適切に行われているか。 (3) 事務の効率化が図られているか（DX 含む）。 (4) 決裁処理について誤りがないか。 (5) 事務事業の内容の精査はできているか。

※上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考としました。

5 監査の主な実施内容

- (1) 帳票簿冊等の審査
- (2) 監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取

6 監査の期間

令和7年6月13日～令和7年8月22日まで

7 監査の実施場所及び実施日

実 施 日 (監査委員監査)	対 象 課 等	実 施 場 所
令和7年7月22日 (火)	農 林 整 備 課	監 査 委 員 事 務 局
	農 政 課	小 高 区 役 所
	農 地 集 積 課	

8 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていましたが、次の事項について改善、検討の必要があると認められましたので、今後はこれらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に当たってください。

なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示しました。

《 指 摘 事 項 》

1 契約事務

複数単価契約について、単価の合計金額で業者を決定していたもの。

(農政課)

「有害鳥獣防除用ワイヤーメッシュ柵等購入及び設置」に係る単価契約において見積もり合わせの際、各単価を合計して最も少額な業者と契約を行っていました。各単価の合計で業者を比較する方法では、柵設置にかかり使用する物品の個数によっては他社の方が有利となる場合が考えられます。なお、今回の見積り合わせでは1項目最低価格となっていない単価がありました。複数単価契約では、各単価種別毎に予定価格と見積り単価とを比較し、見積り単価が予定単価を上回っている場合は、交渉を行い、各単価がすべて予定単価を下回る価格をもって契約すべきです。競争性が適切に確保されない状態となっていますので、今後は契約方法の適否についても十分に検討いただき、適切な契約事務を行ってください。

《 指 導 事 項 》

1 契約事務

契約事務において、次のような誤りが確認されました。

- ① 契約金額 100 万円超の「工事等の請負契約以外の契約」について契約書作成を省略していたもの。
- ② 見積もりの添付がないもの。

(農林整備課)

市が福島県から管理を受託している村上第二排水機場において、緊急の必要により 3 件の修繕業務委託を行っていましたが、契約金額が 100 万円超の「工事等の請負契約以外の契約」にもかかわらず契約書作成を省略していました。市財務規則第 9 6 条においては、工事等の請負契約以外の契約でその契約代金の額が 100 万円未満の場合のみ契約書作成の省略ができると規定しています。また、契約締結伺に見積書の添付がありませんでした。

今後は、財務規則に基づき、適切な契約事務を行ってください。

【関係法令】

○南相馬市財務規則（抜粋）

(契約書の作成の省略)

第 9 6 条 契約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 9 4 条第 1 項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 工事等の請負契約でその請負代金の額が 130 万円未満であるものにつき、指名競争入札の方法による契約又は随意契約を締結する場合において、請書(様式第 5 7 号)の提出があったとき。
- (2) 工事等の請負契約以外の契約でその契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、登記、登録等の手続を必要としないものにつき、指名競争入札の方法による契約又は随意契約を締結する場合において、請書の提出があったとき。
- (3) 物件の売払いの場合において、買主が直ちに現金を納めてその物件を引き取るとき。
- (4) 請負代金又は契約代金の額 50 万円未満の場合で契約の履行が確実であると認められるとき。
- (5) せり売りに付するとき。
- (6) 官公署と契約をするとき。
- (7) 郵便はがき、郵便切手、収入印紙及び収入証紙を購入する場合において即日納品されることが確実であると認められるとき。

2 資産等の管理

備品が適切に管理されていなかったもの。

(農政課)

備品購入費で購入した有害鳥獣防除用の電気柵、ワイヤーメッシュ柵及び大規模侵入防止柵について、備品管理システムへの備品登録の処理が長年にわたり行われていませんでした。財務規則第194条の別表第5に定める備品については令和元年12月9日付け総務部長通知「備品の取扱いについて」に従い、備品の適正な管理について徹底してください。

《 検 討 事 項 》

なし

※監査結果の区分については、指摘事項、指導事項、検討事項等（意見）に区分して記載しています。

- 指摘事項…是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの
- 指導事項…是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの
- 検討事項等（意見）…特別に検討等を必要とするもの